

第 5 1 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 7 年 5 月 1 9 日 (月)

午前 1 0 時から

場 所 第 1 委 員 会 室

付議事項

1 令和 7 年第 2 回 (6 月) 定例会に関する事項について

(1) 会期案について

5 月 2 3 日 (金) から 6 月 2 0 日 (金) までの 2 9 日間

議案名・・・資料 1

(2) 市長の就任挨拶

本会議の開会宣言後に市長から就任挨拶を行う。

(3) 執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介

本会議の前に異動のあったものの自己紹介を申し合わせ事項 1 3 1 により行う。

○申し合わせ事項

(部長等の異動による自己紹介)

131 部長等 (議場出席者に限る。) の異動があったときは、次の議会において自己紹介させる。

(4) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

申し合わせ事項 4 4 により行う。

○申し合わせ事項

(一部事務組合議会の報告)

44 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告は、3 月と 6 月の定例会初日に行う。

(5) 人事案件について

申し合わせ事項 6 2 及び 6 3 により行う。

○申し合わせ事項

(人事案件の委員会付託)

62 人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、即決する。

(人事案件の可決後の挨拶)

63 人事案件を可決したときは、当該対象者から本会議場で挨拶を受けるのが例である。ただし、人権擁護委員は除く。

(6) 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

選挙管理委員 4 人及び同補充員 4 人の任期が令和 7 年 7 月 5 日をもって満了するため、定例会最終日に議会において選挙を行う。

○申し合わせ事項

(指名推選)

50 次に掲げる選挙は、地方自治法第 118 条第 2 項に基づく指名推選による。

(1) 一部事務組合議会の議員

(2) 選挙管理委員会の委員及び同補充員

(7) 議事日程案について・・・資料 2

2 陳情・要望書等の取扱いについて

ア 陳情取下書・・・資料 3－1

イ 陳情書（広報委員会の件）・・・資料 3－2

3 エコスタイル（クールビズ）について

4 一般質問等に係る議員の対応に関する申入れについて・・・資料 4

5 全員協議会の開催日時の確認について

5 月 23 日（金）午前 9 時 議運決定事項の報告

6 その他

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会議案名

1 市長提出案件（議案 11 件、同意 4 件、報告 3 件）

○総務文教常任委員会所管（2 件）

- (1) 承認第 2 号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- (2) 承認第 3 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)

○民生福祉常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 46 号 令和 7 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について
(高齢)
- (2) 議案第 48 号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について
(障害)
- (3) 議案第 49 号 山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について
(障害)
- (4) 議案第 51 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(病院)

○産業建設常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 47 号 令和 7 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 回）について
(公営)
- (2) 議案第 50 号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(商工)
- (3) 議案第 52 号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(水道)
- (4) 議案第 53 号 区域外における公の施設の設置に関する協議について
(商工)

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 4 5 号 令和 7 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）について（財政）

○人事案件（4 件）

- (1) 同意第 1 号 山陽小野田市副市長の選任について（人事）
(2) 同意第 2 号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について（人事）
(3) 同意第 3 号 山陽小野田市監査委員の選任について（人事）
(4) 同意第 4 号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について（人事）

○報告（3 件）

- (1) 報告第 1 号 繰越明許費予算の繰越しについて（財政）
(2) 報告第 2 号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（水道）
(3) 報告第 3 号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（下水）

2 行政報告（1 件）

- (1) 山陽小野田市土地開発公社の令和 6 年度決算概要及び令和 7 年度事業計画概要について（土木）

令和 7 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

会期		令和 7 年 5 月 23 日から 6 月 20 日までの 29 日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
5	23	金	午前 10 時	本会議	・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・常任委員会の所管事務調査報告 ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・報告 3 件を一括報告及び質疑 ・令和 7 年度施政方針並びに議案 11 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
5	24	土		休 会	
5	25	日		休 会	
5	26	月		休 会	・一般質問通告締切（正午まで） ・一般質問聞取
5	27	火	午前 9 時	委員会	・産業建設常任委員会 ・一般質問聞取
5	28	水		休 会	
5	29	木	午前 9 時	委員会	・議会運営委員会
			午前 10 時	本会議	・付託案件（議案第 47 号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決
			本会議終了後	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
5	30	金	午前 9 時	委員会	・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会

					・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
5	3 1	土		休 会	
6	1	日		休 会	・
6	2	月	午前 9 時	委員会	・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
6	3	火		委員会	・委員会予備日
6	4	水		休 会	
6	5	木		休 会	
6	6	金	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	7	土		休 会	
6	8	日		休 会	
6	9	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	1 0	火	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	1 1	水		休 会	
6	1 2	木		休 会	
6	1 3	金		休 会	
6	1 4	土		休 会	
6	1 5	日		休 会	
6	1 6	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	1 7	火	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
6	1 8	水	午前 1 0 時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）

6	19	木		休 会	・ 議事整理日
6	20	金	午前10時	本会議	・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・ 委員会提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採択 ・ 山陽小野田市選挙管理委員会の委員の選挙及び同補充員の選挙について ・ 閉会中の調査事項について

2025 年 5 月 13 日

山陽小野田市議会
議長 高松秀樹様

小野田 3929 C-202

植口晋也

陳情取下書

昨年提出いたしました地方卸売市場に関する陳情書につきましては、今後予断を許さない状況であるとはいえ、所管の産業建設常任委員会の丁寧かつ踏み込んだ審査のおかげをもちまして十分に納得できる結論となり陳情の答えが出されたものであると考え、この陳情書につきましては取下をお願いいたします。



送信日時	2025年05月14日 (水) 14:53:19		
重要度	通常	サイズ	6.3 kB
差出人	[REDACTED]		
To	[REDACTED]		
Cc	[REDACTED]		

2025.5.16

山陽小野田市長会 担当者様 一議 高松市街陳情書
お世話になります。

桶口晉也

野田市小野田市3929江口ヒ
樋口晋也



山 総 第 3 5 8 号

令和 7 年 (2025 年) 5 月 1 3 日

山陽小野田市議会事務局長 様

山陽小野田市総務部長

一般質問等に係る議員の対応に関する申入れについて

平素は、市政発展に御尽力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、一般質問の答弁書作成に当たりましては、一般質問通告書の内容及び通告書が出された後の議員への聞き取りを行うことにより、的確な答弁書作成に努めているところです。

しかしながら、通告書の内容や聞き取り時の議員の意図が不明確であるために回答作成に苦慮するとともに、聞き取り後に質問の意図や内容が変わり、質問と回答がかみ合わない状況が見受けられます。

また、聞き取り後に一般質問で使用したいという理由で関係資料の提供を個人的に求められることもあり、職員の負担が増えています。

つきましては、一般質問に係る議員の対応について、下記の事項を申し入れますので、御対応いただきますようお願いいたします。

記

- ・一般質問通告書の質問要旨や質問事項を詳しく示すこと。
- ・一般質問の聞き取り時に、質問の意図などを明確にしておくこと。
- ・一般質問の当日に議員が提出する資料は、聞き取りまでに提出すること。
- ・一般質問の聞き取り後に、質問の内容を変更しないこと。
- ・一般質問に関係する資料の提供は、ルールに則り、議会事務局を通じて依頼すること。
- ・通告書とかけ離れた一般質問をしないこと。
- ・議案と全く関係のない質疑は行わないこと。
- ・予算議案の審議において、予算議案と関係のない一般質問のような質疑はしないこと。

